

平成 1 9 年 8 月 2 3 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 9 年第 1 6 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成19年第16回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成19年8月23日(木)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時20分
休憩 午後 1時31分~午後1時32分
休憩 午後 1時35分~午後1時37分
休憩 午後 1時53分~午後1時54分

- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

- 3 出席委員 藤本 靖 古木 光義
牧野 征夫 小林 章子
大澤 祥一

署名委員 古木 光義

- 4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	高橋 眞二
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
学校給食課長	石井 雅隆	生涯学習推進センター長	宿澤 正則
体育課長	田中 博	図書館長	藤田 力
指導主事	浅野 正道		

- 5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 五十嵐 敏行 鈴木 啓史

案 件

1 議案

- (1) 議案第 1 2 号 教育委員会職員の人事について (秘密会)
- (2) 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度使用立川市立小中学校教科用図書の採択について

2 その他

平成19年第16回立川市教育委員会定例会議事日程

平成19年8月23日

教育委員会会議室

1 議案

(1) 議案第12号 教育委員会職員の人事について(秘密会)

(2) 議案第13号 平成20年度使用立川市立小中学校教科用図書の採択について

2 その他

午後 1時30分開会

開会の辞

藤本委員長 皆様方、こんにちは。ただいまから、平成19年第16回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に古木委員、お願いいたします。

古木委員 かしこまりました。

藤本委員長 本日の内容については、お手元にご案内のとおりでございます。議案が2件、その他ということになっておりますが、比較的短時間で運べるのではないかという感じもいたします。早速議案に入りますが、その前に教育部長、お願いいたします。

高橋教育部長 本日、樋口指導課長については、お身内に不幸がございまして、休ませていただいておりますので、ご了承願いたいと思います。

藤本委員長 ご報告のとおり、指導課長欠席という形で本日の会を進めさせていただきます。

藤本委員長 1番、(1)議案第12号教育委員会職員の人事についてということでございますが、牧野委員。

牧野委員 この案件は人事案件ですので、秘密会ということで進めさせていただければありがたいと思います。

藤本委員長 今、人事案件ですので、秘密会適当というお話をいただきましたが、よろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 異議なしということでございますので、秘密会とさせていただきます。

暫時、休憩させていただきます。

午後 1時31分休憩

午後 1時37分再開

藤本委員長 それでは、休憩を解きまして、会を再開させていただきます。

議 案

(2) 議案第13号 平成20年度使用立川市立小中学校教科用図書の採択について

藤本委員長 議案(2)議案第13号平成20年度使用立川市立小中学校教科用図書の採択についての説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

高橋教育部長 それでは、議案第13号平成20年度使用立川市立小中学校教科用図書の採択

についてということでお諮りいたします。

小学校の教科用図書については、平成 16 年度に採択替えが行われまして、次の採択替えは平成 20 年度でございます。中学校におきましては、平成 17 年度に採択替えが行われまして、次の採択替えは 21 年度でございます。この期間は、毎年度ごとに同一の教科用図書を採択する。これは法律に基づきまして、教科用図書の採択ということでございますが、意味合いとしては、確認というような、文書にはそのようには書いていないのですが、そのように受け止めさせていただいております。

特に今回の場合には、平成 20 年度に使用する特別支援学級の教科用図書の採択についてご審議をお願いするというこの意味合いが強うございます。

まず、資料の説明からさせていただきますが、お配りしている資料の 1 枚目は、平成 20 年度使用立川市立小学校教科用図書の一覧でございます。2 枚目の資料が中学校の教科用図書でございます。そして、次のページに、特別支援学級の教科用図書の面がございます。これは毎年変えている部分がございますが、これについては、4 ページにわたって小学校、2 ページにわたって中学校の資料のリストを挙げてございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

藤本委員長 というご提案でございます。ご質問、ご意見、あわせて伺いますが、いかがでございましょうか。まず、特別支援学級でない方の義務教育小学校の教科用図書の関係、何かございましょうか。牧野委員。

牧野委員 小中学校の教科用図書は、前に教科用検定をいたしましたので、その確認という意味で、法的には毎年の採用ということになっていきますけれども、ここでは、教科用図書の確認をするという流れでいっていいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

藤本委員長 古木委員。

古木委員 私も同意見でございまして、昨年の夏の委員会において、やはり同じことを検討がされまして、確認ということですので、承認することがふさわしいと思います。

藤本委員長 特に不都合なことを伺っていると、何かそういうことはありませんよね。というお 2 人のご意見がございましたけれども。牧野委員。

牧野委員 もし今まで不都合なことがあれば、もう出てきているはずなので、ないということとは、ないということで、確認をしていくということで私はいいと思います。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 私もこれで結構なんですけれども、ちょっと関連して、直接の話ではないのでそれるかもしれませんが、21 年度に教科書採択が実施されることになっていきますので、この中のどなたが残ってやられるかわかりませんが、過去に経験した感じだと、新しい教科書を読んで検討することなんですけれども、その前に、現在使われている教科書が先生方にとって使いやすいのかどうか。実際に使っていただいたところで、ここはまだ 1 年生には早過ぎるような内容だからというようないろいろな感想をお持ちだと思うので、そういう声を聞けるような形で採択に向かってできないかなという気がしているんです。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 ご指摘のように、毎回採択するに当たっては、使っているものについての検証を十分行っているというようには伺っております。また、委員のご指摘も踏まえて、検証した上で次年度、小学校の方から始まりますけれども、取り組ませていただきたいと思っております。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 大事なことは、今、新しい教育課程が変わろうという、もう皆さんご存じだと思いますが、小中学校同時採択という場合も可能性はあり得るだろうと思っておりますので、今の小林委員の話の中の、教育課程が編成された後の検証というのをしっかりやっていくことが大事だろうと思っております。ですから、現在の場合には、これで採択していくと。その次の場合には、これをもとにしながら、今の小林委員が言われた検証をしながら、新しい教育課程の編成の中で考えていくということが一番ベターだろうと思っております。

藤本委員長 そうですね。ありがとうございます。毎回教科用図書採択のときにはそういう検証をした上で、次年度からの教科用図書を採択してきているわけですが、今お話がありましたような学習指導要領の改訂等も考えられておりますので、そういう関連において、また観点がいろいろ変わってくるところもあろうかと思っております。ということで、それはそのときにぜひ考えていただければということで、平成 20 年度使用小学校教科用図書、中学校教科用図書、以上のとおり引き続き採択ということでご承認、よろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 ありがとうございます。

続きまして、これもお話がございました小中学校特別支援学級の教科用図書について、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。教育部長。

高橋教育部長 この部分については重々ご存じかとは思いますが、若干説明の時間をいただきたいと思っております。

特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、学校教育法 107 条の規定で、教科により当該学年の検定済み教科書を使用することが適当でないときには、他の適切な教科書、一般図書を使用することができるとなっております。児童・生徒の発達段階や学校の教育課程に応じて、各学校からの申請に基づき、毎年新しく採択をしております。各学校では選定に当たって、東京都教育委員会の作成した特別支援教育教科書調査研究資料、これは 107 条の規定に基づいて、特別支援学校及び小中学校特別支援学級の教科書として適当である図書が発達段階を示して掲載されているという資料でございますけれども、この資料を参考として、児童・生徒の発達段階に応じて、検定済み教科書、特別支援学校用の文部科学省著作教科書並びに一般図書から選定しております。

そして、教育委員会が行う教科用図書採択を適性かつ円滑に行うために、次のような処理を行っております。

各特別支援学級の設置校長及び担当教員は、児童・生徒の個々の障害の種類、程度等によ

り、教科用図書を調査いたしました。そして、設置校長は、調査結果を教育委員会へ報告しておりますが、本日の審議資料はそれをまとめたものでございます。今回、各校長が報告している教科用図書は、検定済み教科書と教育委員会調査研究資料、特別支援学校用の文部科学省著作教科書並びに一般図書から選定しております。

なお、児童・生徒の状況や教科によっては通常の学級と同様の検定済み教科書を使用する場合もあり、欄外に検定済み教科書を使用する予定の学校、十小、若葉小、二中を書いてあります。

特別支援学級で使用する教科用図書について、よろしくご審議をお願いいたします。

藤本委員長 今の説明でおわかりいただけたと思いますが、学校ごとに、学年あるいは児童・生徒の実態に応じて推薦されている図書でございます。何かご意見ございますか。このままご承認ということによろしいでしょうか。牧野委員。

牧野委員 このまま承認でいいんですけども、特別支援学級という学級というのはご存じのとおり、それぞれの個性で動いていますので、一人の子どもが、例えば算数で1・2年生の程度のもの、もしくは社会になると、もっと5年生、6年生のものが要求されたりという、非常に幅が広くありますけれども、ちょっと気になるのは、一番わかりやすい例として、中学校の理科を見ていただければと思います。理科の中で、フレーベル館のものとかひかりのくにというのがありますね。この中で、理科の教育をして、二中、五中が採択していますね。使用しています。ところが、残った7校がどういう理科教育をしているのかということになってくると、ここでは理解が難しくなるだろうなと思うのですけれども、その辺のところを指導主事がもしわかるならば、指導主事の方から説明を得られればありがたいと思います。

藤本委員長 浅野指導主事。

浅野指導主事 今ご指摘いただきました件でございますけれども、基本的には、各学校がそれぞれその特別支援学級に通っている児童・生徒の実態をかんがみて、特別支援学級用の教科用図書を使っておりますので、その児童・生徒の実態にあくまでも合ったものであるという認識でご理解いただければと思っております。

以上です。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 私はそういう質問ではなかったんですけども、この理科教育を二中、五中はやっているんですが、では、理科の教科書を使っていない他の学校の生徒は、理科教育をするときに一般的な検定の教科書で指導しているのか。もしくはほかのものを使っているのか。では、理科の授業をやっていないのかどうかという課題が残るのかなと思ったので聞いたんです。普通の教科検定のものを使っているならば、それでいいんです。

藤本委員長 もしわかりましたら、浅野指導主事、お願いいたします。

浅野指導主事 詳しい実態につきましては、今後、学校訪問等をした際に、実際の授業の様子を拝見させていただいて、どのような理科に関する指導を行っているかといったことは、実際に私どもも拝見してまいりたいと考えております。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 最後に私がお話ししたとおりの検定のものを使っているんですかと聞いたのはそこなんです。

藤本委員長 それは確認できませんか。

暫時、休憩させていただきます。

午後 1時53分休憩

午後 1時54分再開

藤本委員長 それでは、休憩を解いて、会議を再開いたします。

浅野指導主事、今のご質問に対して、理科教育のあたりのことをわかっている範囲でおっしゃってください。

浅野指導主事 どのような教科書を使って授業を行っているか等は、今後確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

藤本委員長 よろしくをお願いします。

他はよろしいですか。

それでは、ここに出されているとおりで承認してよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 では、そのようにいたします。ありがとうございました。

その他

藤本委員長 それでは、議案1、2を終わりにして、2番のその他に入ります。

まず、その他の1番、熱中症事故についての対応。浅野指導主事。

浅野指導主事 それでは、先の熱中症の事故に対する立川市の対応についてということで報告させていただきます。

委員のお手元には、8月16日及び8月17日に立川市教育委員会として各学校に出しました通知を置かせていただいております。

8月14日の火曜日、都内公立中学校におきまして、中学校2年生の男子生徒がバスケットボール部の練習終了後に熱中症により倒れ、8月16日木曜日早朝に死亡いたしました。この件につきまして、8月16日の午前11時、東京都多摩教育事務所から立川市教育委員会に情報提供がございました。それを受けまして、渡邊総務課長、高橋教育部長にその旨を報告した上で、まず、8月16日付けの「熱中症による事故防止に関する情報提供」ということで至急の通知をつくりまして、各学校に情報提供いたしました。

と同時に、立川第一中学校から立川第九中学校の各中学校に指導主事が電話を入れまして、現在の部活動の実施状況並びに生徒の様子、それから、今後の活動に対する注意喚起等と呼びかけ、確認をいたしました。そして、8月16日に続きまして「東京都から熱中症に対する

事故防止について」という通知がまいりまして、それを受けて翌日8月17日に、さらに立川市教育委員会といたしまして「熱中症に対する事故防止について」という通知を各小中学校に送った次第でございます。

その後、本日に至るまで、9つの中学校いずれにおきましても、特に熱中症に関する事故等の報告はございません。

以上でございます。

藤本委員長 市内では事故報告を聞いていないということでございます。よろしいですか。牧野委員。

牧野委員 今の報告で十分なんですね。中学校はいいんですが、小学校の部分がちょっと心配なんですね。というのは、小学校は学校スポーツをやっていない。社会教育の中のスポーツ関係をやっていますので、そういう中で熱中症関係が出たときに、通知もしくは連絡をどうようにしたらいいのか。指導者に対してどう促すかという、児童に対するそのところが今、東京都も含めて、立川も多分同じだと思うんですが、小学校の児童に対する措置の仕方、通知の仕方をどうするか。これは体育課長とも関連すると思うんですけども、そのところを今後どうやったらいいのかという、立川市としての、あまりこういう暑さがない方がいいんですけども、続きますので、検討しておく必要があるのではないかなと思います。

以上。だれに答えを求めていいかわからないですけども、部長。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 今の熱中症の部分で小学校ですけども、特に7月の校長会でも、ここにも7月9日付けの資料がございますけれども、これを各校長には通知してありますので、熱中症対策ということでは、各小学校でもそれなりの対応はしているだろうと判断しております。

同時に、通常の危機管理対策の状況の中で、こういうときにはどうするとか、こういうようなルールはできていますので、対応は熱中症だけではなくて、ほかの事故も含めて十分対応を図っていけるだろう、また、予定しているというふうに、シミュレーションはいつも組んでいるというような状況でございます。

藤本委員長 いいですか。小林委員。

小林委員 本当に悲惨な事故が起きてしまったんですけども、学校がこういうふうに注意してくださっているということは、家庭の方にはどういうふうに連絡がいつているのでしょうか。家の中でも熱中症でということもありますので、情報として発生の要因とか条件とか応急処置とかというのは、親が自分で学ばなければいけないことなんですけれども、情報として流していただけるとすごくありがたいかなという気がいたしました。

藤本委員長 実際には、各家庭へというのは無理なことですよ。

小林委員 学校からということで。教育委員会からということではなくて。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 今、教育部長がちょっと触れたんですけども、長期休業に入る前に、生活指導等に対する教育委員会通知を出したんです。それが2ページぐらいにわたるいろいろな生

活面の指導。その中に熱中症についての注意事項を書いているんですね。それは各校長に教育委員会から配っていますので、校長は保護者に連絡するのだとか、学校長の判断でそれぞれ対応すると。学校内の周知と、この報告については保護者に通知した方がいいというものについては、保護者の方にまた別途保護者あてに学校から通知をするという方法をとっています。ですから、学校の判断によって学校ごとに。大体、似通っているのですが、一応学校の判断でそういうふうに分けると。保護者に出すものは出すということです。

藤本委員長 小林委員、いかがですか。

小林委員 多分保健だよりとか学校だよりとかでいっている場合はいっていると思いますので、わかりました。安心いたしました。

大澤教育長 この徹底の部分ですが、16日の小中学校への通知、これは東京都からこういう資料がきましたよということで、ただ学校へ流すという形だったんですが、これがこういう形で流したときに、校長とか副校長とか、要するに幹部教員だけが知っていることではしょうがないので、実際に部活を担当する教員、末端がそれを理解して初めてこれは生きることであるので、すぐに翌日の17日にこの文書を出しました。「熱中症に対する事故防止について」という8月17日付けですね。その中では、文部科学省関連の4スポーツ振興センター等で出している一つの目安、温度によって部活をどう対応するかというようなことありましたので、ともかく先生方にこれを見ていただく。31度以上の場合には、激しい運動は中止するレベルですよ。それから、気温35度以上については運動は原則中止するというような、具体的な目安を末端の部活を担当する教諭の方に知らしめる必要があるだろうということで再度通知を出したという対応をさせていただきました。

藤本委員長 それはありがとうございます。しかし、8月16日、17日と、もう夏休みの期間ですよ。教育長。

大澤教育長 ですから、さっき言ったように、夏休みの前に全般的な生活指導を出しているわけです。その中に熱中症についての注意事項も入るということです。

藤本委員長 おっしゃるとおりなんですけれども、31度になったらこう、35度になったらこうといったようなことまでは、この時点を出しているわけですね。ですから、休み中でいろいろな活動をされていると思いますが、そういうところにうまくその話が通じるといいなという期待を持ってお話ししたわけです。

それから、話は違いますけれども、学校以外の施設でも、社会関係施設でもいろいろな活動は市民が活動したり、何か大会があったりしていますけれども、そういうところでもこういうことは起こり得ることなんですよ。そういうところあたりは何か、例えばこういうことをやっているということがありましたら。教育長。

大澤教育長 熱中症というのは、子どもたちだけではなくて、おっしゃるように、市民のためにも情報提供しなくてはいけないということで、これはちょうど体育課長が他の所用で出かけているときに、私の方から直接係長に指示をして、市民大会だとか、いろいろ市民の方が頑張っていますので、その辺のところには十分配慮するようにということで指示しました。

それで、返ってきた回答が体育室についても冷房を入れるという対応をさせていただいたことがあります。何か追加がありますか。

藤本委員長 体育課長。

田中体育課長 そういうことで教育長の方から指示を得まして、各体育室に注意書きを張ったり、そういう対応をしたのですが、実は昨日、市民体育大会の中学生のバスケットの大会で、熱中症で具合が悪くなったという人が一人生徒でいたという報告を受けていまして、すぐかかりつけのお医者さんに行って対応して、点滴で大事に至らなかったという報告を受けているところです。

それと、もう一つは、事例として、これは昨年の市民体育大会のソフトボール大会において、48歳ぐらいの市民が熱中症にかかったと。それで入院したということで、今年になってそういう保障的なものはないのかということが1件ありました。いろいろ調べてきますと、スポーツの傷害保険には体育大会には入っているのですが、熱中症の保険には入っていないということがありまして、熱中症等に対応する保険があるのかどうかということも調べましたが、熱中症の対応というのは、現在のところ、23歳以下の年齢でないと対象にならないということなんですね。それ以上の年齢については、熱中症というのは個人で防衛するんだという趣旨の中で、そういった保険がないというのが現状だそうです。

ただ、新たに組むとなると、例えば掛け金が非常に高くなるとか、そういった状況があるということです。体育課が今得ている情報はその程度です。ただ、熱中症にかからないように、教育長からの指示の中で、我々も運動する際には十分気をつけるようにということで体育施設は対応しているところです。

以上です。

藤本委員長 今のを確認すると、普通のスポーツ事故、あるいはその保険がございませぬ。そういうのに入っている熱中症の対応はできないようになってきているということですか。体育課長。

田中体育課長 今、スポーツ全般を通して、市民大会等の保険につきましては、または団体等に個々に保険に入るようにという加入を勧めているところなのですが、実際に入っている保険というのは傷害保険です。要するにけがをしたときの対応の保険ということですね。病気等には対応していないということで、先ほど言いましたように、熱中症に対応する保険というのはあるのですけれども、23歳以下の年齢しか入れないと。実際にそういう保険があるそうです。ですから、新たに入るという形でその保険に入ることは可能だということです。現在のところ、体育課としてのいろいろな団体は、熱中症の保険には今のところ加入していないというのが現状です。ですから、これから市民大会等を通すときに、体協等とも十分話し合いをした中で、こういった保険をどう扱うかとか、対応をどうしていくかということは今後の課題だと思っています。

以上です。

藤本委員長 わかりました。ありがとうございます。教育長。

大澤教育長 むしろ起きてしまったときの対応で、その費用をどうするという部分があるでしょうけれども、熱中症を起こさないようにどう予防するかというのをしなくてはいけないので、体協だとか競技団体が市民のスポーツのために一生懸命やっていますので、管理するというか、そういう団体側が競技中に市民の健康にいかにかどう配慮するか。休憩をとるとか水を飲むとか、そういうものを行政から一々やるということもできなくはありませんが、主催をしている団体等が参加者の健康について十分配慮して指示をするという、それがまず第一かなと思いますので、それもあわせて体育課長の方に、体協だとか、そういう団体に十分配慮するように注意を促すということをぜひやってくれという話をしています。保険のことについては、今後どうするかということがありますけれども。

藤本委員長 この休み中も、私も市民体育大会とか連合会の体育大会とか、いろいろなところへ出かけますと、コンクリートが焼けて、裸足では歩けないようなところで挨拶をしたりすることもあるんですね。ああいうところでは、ついそういうことも含めた挨拶をしてくるんですけども、そういうこともあるのかと思って、自己責任というだけでは済まされない部分もあるのかと思いますので、立川の体育館でこういうことがありましたと、大人でもニュースになりますので、配慮していただければと思います。

牧野委員。

牧野委員 小中学生の場合のスポーツ時における傷害というのは出るんです。昔の日本学校健康会、今は日本スポーツ振興センターの中のそれは出るんです。ですから、今これから考えなければいけないのは、今まで話した大人の熱中症事故に対する保険の問題、傷害保険にかける、かけないかという問題についてだけで、小中学生、特に学校の中で行われている行事等についての給付はそこから全部出ますので、それは大丈夫だろうなと思っています。大人の問題ですね。体育課を中心にして、各体協との問題もありますから、そこでお話しただければと思うんですけども。

以上です。

藤本委員長 ありがとうございます。よろしいですね。今、保険に入ればとか、これは適用できるとかということはあるかと思いますが、保険に入っているからいいやということではございませんで、教育長の話された、そういうことが起こらないようにすることが一番ふさわしいことだと思いますので、そういうところにも気をお配りいただければありがたいと思います。

以上でこの件は終わります。いいですね。

〔「はい」との声あり〕

その他

藤本委員長 次、その他の2番、部活動の成績について。浅野指導主事、お願いします。

浅野指導主事 それでは、立川市立中学校の部活動の活動成績につきまして、ここまで報告を受けているものの主なものにつきましてご報告を簡単にさせていただきます。

まず、立川第一中学校におきましては、卓球男子団体が東京都で5位、シングルス5位。シングルスにつきましては、関東大会に出場して、2回戦まで頑張ったという報告を受けております。

立川第二中学校につきましては、吹奏楽部が、演奏人数35名までというB組というクラスがございまして、こちらで東京都で金賞になったという報告を受けております。

立川第三中学校におきましては、陸上部の女子走り幅跳びで東京都大会で優勝。関東大会では18位タイ。全国大会にも出場したという報告を受けております。並びに、ソフトテニス部女子が東京都で団体3位、吹奏楽部、同じくB組が東京都で金賞を得たという報告を受けております。

立川第四中学校につきましては、陸上部の中で全国大会予選通過した種目があるという報告を受けてございます。

立川第五中学校におきましては、卓球部が関東大会団体12位、相撲の個人で関東大会第2位、全国大会個人ベスト32という生徒がいたという報告を受けております。また、陸上部男子100メートル、関東大会で6位になっております。

立川第六中学校におきましては、吹奏楽部、35名以上のA組というクラスで東京都で銀賞になっております。

立川第七中学校におきましては、陸上部、男子110メートルハードルに出場した男子生徒が関東大会で第4位、全国大会でも予選は通過したという報告を受けております。

立川第九中学校におきまして、吹奏楽部、こちらはB組のクラスで東京都大会で金賞を得たという報告を受けております。

以上でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。大変活躍しているようで、まだ今、大会は続いているようなところもありますので、またいい報告をお聞かせください。

このことはよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

その他

藤本委員長 それでは、その他の3番に入ります。事業後援につきまして、生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 それでは、教育委員会の事業後援につきまして報告させていただきます。

過日の委員会におきまして委員よりお話がございました教育委員会の事業後援の一覧の報告につきましては、事務局内で調整させていただきまして、半期ごとに報告させていただくことになりましたので、よろしく願いいたします。

藤本委員長 そういう報告でございます。小林委員。

小林委員 半期というのはどういう理由からでしょうか。

藤本委員長 生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 失礼しました。6カ月ごとということでございます。

小林委員 毎月ではなくて半期にした理由というのは。

藤本委員長 生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 毎月でなくて半期にした理由といたしましては、現場におきまして、いろいろと事務が錯綜して、また社会教育委員の会議が月1回しかないということで、なかなか整理がつかないものですから、まことに恐縮ですけれども、半期ごとにお願ひできればと思っております。

藤本委員長 というご報告でございます。教育長。

大澤教育長 教育長に委任されているということでお任せいただいたわけですが、ただ、そのときに、当然課題があって、皆さん方に諮らなくてはいけないものについては、その都度諮らせていただきます。今まで諮ることがなかったということは、課題がなかったというように理解していただいて、何で半期というのかということ、区切りがいいと。6カ月、6カ月で、前期でこれだけありました。学校教育関係がどうで、生涯学習関係は何件ありました。下期についてはこうでした、そういう傾向がわかりますので、一つの区切りとして半期、半期の方が整理がつきやすいだろう、そういう理由です。特段それ以上の理由はありません。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 半期というのは結構長いと思うんですけども、何か言葉を聞くと、今、教育長が言われたように、この会で決定をすると、これは前の会で決定されていることですからいいんですけども、半期というと結構な数になって、整理する側も大変かなと思うんですけども、それと、もし半期で決まれば、月ごとにざっとまとめていくという分類の仕方はやめていただいて、報告の仕方を考えていただくと、見る側としては大変助かると思うんですけども、そういうように要求というかお願いをしておきたいと思えます。

藤本委員長 そういう要望もございましたけれども、これは教育長に委任したわけですので、ただ、どのくらいの期間でまとめるかということは、毎月というわけにとてもしませんので、今までの経過でも、何カ月もわたって審査してきたようなこともありますので、そういうのを含めると、半期が短いか長いかわかりませんが、適当ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

それから、報告の仕方はお任せしますので、よく要望等も考え合わせてまとめていただければとお願ひしておきます。ありがとうございました。

その他は、以上3件でございますが、ほかに何かございますか。委員の皆さん、何かございますか。

〔「はい」との声あり〕

閉会の辞

藤本委員長 特になければ、本日予定した定例会の内容は以上でございますので、以上でこ

の会を終わりにしたいと思います。

次回は9月13日、第17回を1時半から定例会として行いますが、この日は10時にここに集まっていただいて、給食関係の施設を訪問するという予定をしておりますので、そういう会の予定を組んでいただきたいと思います。

以上で本日の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後 2時20分閉会

署名委員

.....

委員長